

令和 8 年度第 2 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議要旨）

日時：令和 8 年 8 月 26 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分

場所：大阪市役所 5 階 大応接室

議 事

（１）第 4 期大阪市地域福祉基本計画（素案）について資料 2—1、2—2

【議事 1】

- ・ 事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

- ・ 地域福祉基本計画を「基盤計画」と明確化した点は評価できる。一方で、各分野が共通して取り組む事項は、もっと項目を増やせるのではないか。
- ・ 共通取組事項を他計画とも連動して評価できる仕組みにすると、一体的な取組として評価ができる。
- ・ 区計画等との関係が明確になった点は良い。加えて、区計画等に対して「どのような支援を行うか」を具体的に示すと分かりやすい。
- ・ 計画期間についても、基盤計画としての位置づけを踏まえた記載にできないか。
- ・ 自分たちの取組が地域からどう見えているかを立ち戻って確認する意味で地域福祉基本計画は重要であり、基盤計画と明確にしたことは意義がある。
- ・ 第 4 章にある「権利擁護の理解促進」は、意思決定支援を中心に据えている点が良い。ただし、権利侵害の「解消」だけが権利擁護と誤解されないよう、意思決定支援との対比が分かる書き方にするとよい。
- ・ 災害分野は第 3 期からの変化が少なく見える。次期は計画期間が長くなるため、近年の大規模自然災害の状況変化を踏まえ、よりリアリティのある表現・内容に見直すべき。
- ・ 計画に書かれた方針や取組が地域まで十分届いていないと感じる。
- ・ 社会福祉法人の公益的取組は事例が多く存在するため、掲載事例を増やしてもよいのでは。